

厚生労働省
東京労働局発表
令和6年7月4日

担当
東京労働局 労働基準部 健康課
課長 坂本 直己
主任労働衛生専門官 柳 多賀子
電話 03(3512)1616

東京労働局と全国健康保険協会東京支部との間で
働く世代の健康づくり推進に向けた連携に関する協定を締結しました！



令和6年6月28日(金)

協定書を手にする全国健康保険協会東京支部 柴田支部長[㊟]と東京労働局 美濃局長[㊟]

東京労働局(局長 美濃芳郎)は、働く世代の健康づくりを推進することを目的として全国健康保険協会東京支部との間で協定を締結いたしました。

本協定により、健康診断の受診率向上や職場のメンタルヘルス対策の推進など11の項目に連携・協力して取り組み、中小企業の事業主に対して産業保健活動の重要性や取組方法の周知等を図ることにより、事業場における取組の促進を図ってまいります(具体的な連携・協力事項等については別添参照)。

なお、協定締結後の最初の取組として、労働者50人未満の事業場を対象にしたストレスチェックの実施勧奨について、連携・協力して広報を行うこととしております。

働く世代の健康づくり推進に向けた連携に関する協定について

主旨

- 労働者の健康保持増進対策を推進するために、医療保険者との連携を強化し、事業場に対して効果的かつ効率的に対策の周知啓発を行うことが重要である。
- 今般、東京労働局と全国健康保険協会東京支部とが連携・協力して、中小企業主に対して産業保健活動の重要性や取組方法について周知等を図ることにより、事業場における取組の促進が期待される。

東京労働局

連携協定

全国健康保険協会
東京支部

【連携・協力事項】

- ・ 健康診断の受診率向上に関すること
- ・ 特定保健指導の実施勧奨に関すること
- ・ 職場のメンタルヘルス対策の推進に関すること
- ・ 食生活の改善の促進に関すること
- ・ 受動喫煙対策に関すること
- ・ 事業所から全国健康保険協会東京支部への健康診断データの提供の促進に関すること
- ・ 健康診断データ等の分析による課題の抽出・結果の共有に関すること
- ・ 働く世代の感染症予防に関すること
- ・ 働く世代の転倒災害及び腰痛防止に関すること
- ・ 独立行政法人労働者健康安全機構東京産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの利用勧奨に関すること
- ・ その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

都内中小企業等

働く世代の健康づくり推進